


登録商標「SAVOY 」不使用取消審決取消請求事件：知財高裁平成 24(行ケ)10277・平成 24 年 12 月 5 日（4 部）判決＜請求認容 / 審決取消＞

【キーワード】

商標法 50 条（不使用取消審決）

【主 文】

- 1 特許庁が取消 2 0 1 1 - 3 0 0 8 7 1 号事件について平成 2 4 年 6 月 1 9 日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を 3 0 日と定める。

【事案の概要】

本件は，原告（サボイ株式会社）が，原告の後記 1 の本件商標に係る商標登録の取消しを求める被告 Y の後記 2 の本件審判の請求について，特許庁が同請求を認めた別紙審決書（写し）の本件審決（その理由の要旨は後記 3 のとおり）には，後記 4 のとおりの取消事由があると主張して，原告が本件審決の取消しを求める事案である。

1 本件商標

本件商標は，別紙のとおりの構成からなり，平成 1 3 年 4 月 1 1 日に登録出願され，別紙のとおりの商品を指定商品として，平成 1 4 年 4 月 1 9 日に設定登録（登録第 4 5 6 1 9 0 2 号）されたものである（甲 1。以下，証拠には枝番を含む。）。

2 特許庁における手続の経緯

被告は，平成 2 3 年 9 月 2 0 日，本件商標の指定商品のうち，第 1 4 類「身飾品，宝玉及びその模造品，時計」（以下「対象指定商品」という。）について，不使用取消審判を請求し，本件審判の請求は，同年 1 0 月 1 1 日に登録された（甲 2 9）。

特許庁は，これを取消 2 0 1 1 - 3 0 0 8 7 1 号事件として審理し，平成 2 4 年 6 月 1 9 日，本件商標の指定商品中，対象指定商品については，その登録を取り消す旨の本件審決をし，その審決書謄本は，同月 2 8 日，原告に送達された。

3 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は，本件商標の商標権者（原告）及び通常使用権者（山陽商事株式会社）が，本件審判の請求の登録前 3 年以内に，日本国内において，対象指定商品について本件商標を使用したといえず，不使用についての正当理由の主張立証はないから，対象指定商品に係る本件商標の登録を取り消すべきも

のである，というものである。

なお，本件審決は，本件商標を付した「ロゴチャーム（LOGO Charm）」と称する商品（以下「本件商品」という。）が，「バッグの装飾品」であって，「チャーム（鎖用宝飾品）」ということとはできず，対象指定商品に当たらないと判断した。

4 取消事由

本件商品の認定判断の誤り

【判 断】

1 本件商標の使用状況について

(1) 認定事実

後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア 山陽商事株式会社は，原告の代表者が代表者を務める会社であり，本件商標権の通常実施権者である（甲27，28，136）。

イ 山陽商事株式会社は，遅くとも平成21年1月8日から平成22年9月3日にかけて，「ロゴチャーム（LOGO Charm）」と称する商品（本件商品）を販売した。本件商品の商品名及び商品番号は，「LOGO Charm O」，「LOGO CHARM CL0901-311SM04350301」等である（甲9～26，34～42）。

ウ 本件商品には，表面に本件商標が大きく表示された下げ札が結び付けられ，又は，本件商標が表面上部に大きく表示されている台紙に本件商品が取り付けられた態様で販売されている（甲9～15，18～20，43，60）。

(2) 上記認定事実によれば，本件商標の通常使用権者である山陽商事株式会社は，本件審判請求の登録前3年の間に，本件商標をその包装に付した本件商品を譲渡したものと認められる。

そこで，以下，本件商品が対象指定商品に係る「身飾品」に当たるか否かについて検討する。

2 本件商品の「身飾品」該当性について

(1) 「身飾品」の意義

商標法施行規則別表及び「商品及び役務の区分解説〔国際分類第9版対応〕」（甲48）によれば，「身飾品」とは，おしゃれを目的として使用される装飾品であり，イヤリング，ネックレス，ブレスレットなど，直接身体に付けて使用される商品のほか，ネクタイピンや貴金属製バッジ，宝石ブローチなど，直接身体に身に付けるものではないが，衣服等に付けて使用することにより間接的に身体に付ける商品も含む概念であり，このことは，当事者間に争いがない。

(2) 認定事実

後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア 本件商品の商品名は，「ロゴチャーム（LOGO Charm）」であり，そ

の構成は、フック、リング、チェーン及びチェーンの先端に付いたチャームで構成されており、リングにフック及びチェーンがつながれているが、フック及びチェーンは、それぞれリングから容易に取り外すことが可能なものである（甲9～15，18～20）。

イ 本件商品は、原告のホームページにおいては、「キラキラ ラインストーンが輝くチャーム」、「ハート型の赤いハートと鍵がポイントのアクセサリ－」などと紹介されている（甲43）。

ウ 本件商品の商品名は、「ロゴチャーム（LOGO Charm）」であるところ、「ロゴ（LOGO）」とは、商標等のデザインされた文字又は図形を意味している。また、「チャーム（Charm）」とは、「お守り」又は「魅力」を意味し、時計やブレスレット、ネックレス等の装飾品の鎖部分などに付ける小さな飾りをいい、近年では、多種多様なフックの普及に伴い、携帯電話やバッグのほか、直接洋服に付ける場合もある（甲30）。

なお、チャーム及び鎖用宝飾品（Charm〔jewellery〕）は、いずれも、商標法施行令別表第14類に属する（甲31，32）。

エ 山陽商事株式会社の取引先は、本件商品が、バッグ、携帯電話、キーホルダー等の飾り物としての使用を含め、客の好みに応じていろいろな用途に使用されるものと認識している（甲35，37）。

オ 本件商品と同種の商品は、フックの部分やバッグの金具等に飾りとして付けることができるほか（バッグチャーム）、ズボン等のベルトループに通し又はベルトの穴に付けたり（ベルトチャーム）、キーホルダーに付けたり（キーチャーム）、ブラウスに付けたりして使用することができ、また、それ自体をブレスレットやネックレスとして使用することもでき、ファッション雑誌等において上記のような使用状況が掲載されている。そして、このようなものも「チャーム」とも呼ばれている（甲91～99，105，106，116，123，124，126，127。なお、甲62ないし90は、平成24年8月又は9月に印刷したウェブページであるが、本件審判請求の登録の日である平成23年10月11日の前3年間に於いても、同様であったものと推認することができる。）。

カ 本件商標を付した山陽商事株式会社の平成22年の商品カタログには、「SAVOY」ブランドのバッグが約860点掲載されているが、バッグ自体にチャームを取り付けることができるものは、そのうち約94点にすぎない（甲135，136）。

(3) 本件商品の「身飾品」該当性

前記(2)認定の本件商品の名称や構成、販売時の広告態様、本件商品及びこれと同種の商品についての使用状況やこれから推認される取引者及び需要者の認識等に照らせば、本件商品は、時計やブレスレット、ネックレス等の装飾品の鎖部分などに付ける飾りであるが、バッグに取り付けて使用するのみならず、

これを洋服に付けたり，それ自体をブレスレットやネックレスとして，使用することもできるものであり，「アクセサリ」として紹介されているものということができる。

このように，本件商品は，洋服に付けたり，それ自体をブレスレットやネックレスとしても使用することができるものであるから，前記(1)認定の，おしゃれを目的として使用される装飾品である「身飾品」にも該当するということができる。

よって，本件商品は，「バッグの装飾品」であって，「チャーム（鎖用宝飾品）」ということとはできず，対象指定商品に当たらないとした本件審決の認定判断には，誤りがある。

3 被告の主張について

(1) 被告は，本件商品は，キーホルダーとして使用され得るが，併せて，「身飾品」としておしゃれ小物の用途に使用される可能性があるとはいえないと主張する。

しかしながら，1つの商品が複数の機能・用途を有することもあり得るのであるから，ある商品が常にいずれか1つの商品に属すべきものであって，他の用途に使用されることがあり得ないとするのは相当でない。よって，キーホルダーとして使用される商品が，異なる用途に使用される可能性がないということとはできない。

(2) 被告は，取引者である原告の本件商品の名称についての認識は揺れ動いており，本訴において，本件商品の用途を追加する主張を行ったとして問題視する。

しかし，本件においては，通常使用権者が本件審判請求の登録前3年間に本件商標を包装に付して販売した本件商品が，客観的にみて対象指定商品に係る「身飾品」に該当するか否かが問題になるものであり，原告の訴訟における主張や認識のみが問題になるものではない。

(3) 被告は，「チャーム」とは，ネックレスとして下げる飾りの部分をいい，「飾り小物」を意味する語で，社会通念上使用される用法であると主張する。

しかしながら，「チャーム」は，鎖の先に付いたような飾り小物として使用されるのみならず，ネックレスやブレスレットとしての用途も有するものであり，そのような用途が広くファッション雑誌等に掲載されていることは，前記のとおりである。

(4) 被告は，原告が商品を購入した人の「工夫次第で広がる使用法」をも自己の商品の用途に取り込もうとするものであると主張する。

しかしながら，現にファッション雑誌等に様々な使用方法が紹介されていることに照らすと，おしゃれに敏感な需要者が，それと同様の使用を試みるであろうことが推認され，そのような用途のものとして商品を認定することに，何ら問題はない。

(5) 以上のとおり，被告の主張は，いずれも採用することができない。

4 結論

以上の次第であるから，原告の主張する取消事由には理由があり，本件審決は，取り消されるべきものである。

【論 説】

1．本件は、原告（審判請求人）が取扱う商品中の「身飾品」についての定義が問題となった。即ち、審決は、本件商標を付した「ロゴチャーム」という商品は「バッグの装飾品」であって、「チャーム（鎖用宝飾品）」ではないから、対象の指定商品には該当しないと判断した結果、商標法50条1項の不使用に該当し取消されるべき登録商標と認定した。

これに対し裁判所は、前記「ロゴチャーム」という商品はおしゃれを目的として使用される装飾品である「身飾品」にも該当するといえるものであるから、審決の認定判断は誤りと判断したのである。

2．指定商品の概念と使用商品の概念とが必ずしも明確でない場合に起り得る本件のような不使用取消審判請求事件にあっては、各商品の概念と定義とを予めよく承知して理解をして使用することが重要である。

〔牛木 理一〕

(別紙)

〔本件商標〕



〔指定商品〕

第9類 理化学機械器具，測定機械器具，配電用又は制御用の機械器具，電池，電気磁気測定器，電線及びケーブル，写真機械器具，映画機械器具，光学機械器具，眼鏡，加工ガラス（建築用のものを除く。），救命用具，電気通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品，オゾン発生器，電解槽，ロケット，遊園地用機械器具，運動技能訓練用シミュレーター，乗物運転技能訓練用シミュレーター，回転変流機，調相機，電気アイロン，電気式ヘアカーラー，電気ブザー，鉄道用信号機，乗物の故障の警告用の三角標識，発光式又は機械式の道路標識，火災報知機，ガス漏れ警報器，消火器，消火栓，消火ホース用ノズル，消防車，消防艇，スプリンクラー消火装置，盗難警報器，保安用ヘルメット，磁心，自動車用シガーライター，抵抗線，電極，ガソリンステーション用装置，自動販売機，駐車場用硬貨作動式ゲート，金銭登録機，計算尺，硬貨の計数用又は選別用の機械，作業記録機，写真複写機，手動計算機，製図用又は図案用の機械器具，タイムスタンプ，タイムレコーダー，電気計算機，パンチカードシステム機械，票数計算機，ビリングマシン，郵便切手のはり付けチェック装置，潜水用機械器具，アーク溶接機，金属溶断機，検卵器，電気溶接装置，電動式扉自動開閉装置

第14類 貴金属，貴金属製の花瓶・水盤・宝石箱，貴金属製のがま口・靴飾り・コンパクト及び財布，貴金属製喫煙用具，身飾品，宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品，時計，記念カップ，記念たて

第16類 紙類，紙製包装用容器，紙製テーブルクロス，紙製ブラインド，文房具類，事務用又は家庭用ののり及び接着剤，青写真複写機，あて名印刷機，

印刷用インテル，印字用インクリボン，活字，こんにやく版複写機，自動印紙
はり付け機，事務用電動式ホッチキス，事務用封かん機，消印機，製図用具，
タイプライター，チェックライター，謄写版，凸版複写機，文書細断機，封ろ
う，マーキング用孔開型板，郵便料金計器，輪転謄写機

第34類 たばこ，紙巻きたばこ用紙，喫煙用具（貴金属製のものを除く。）
，マッチ